

時代区分Ⅳ (2)-①英国の認識

竹島が日本領であるとの見方を伝える在東京英国大使館による本国宛ての報告

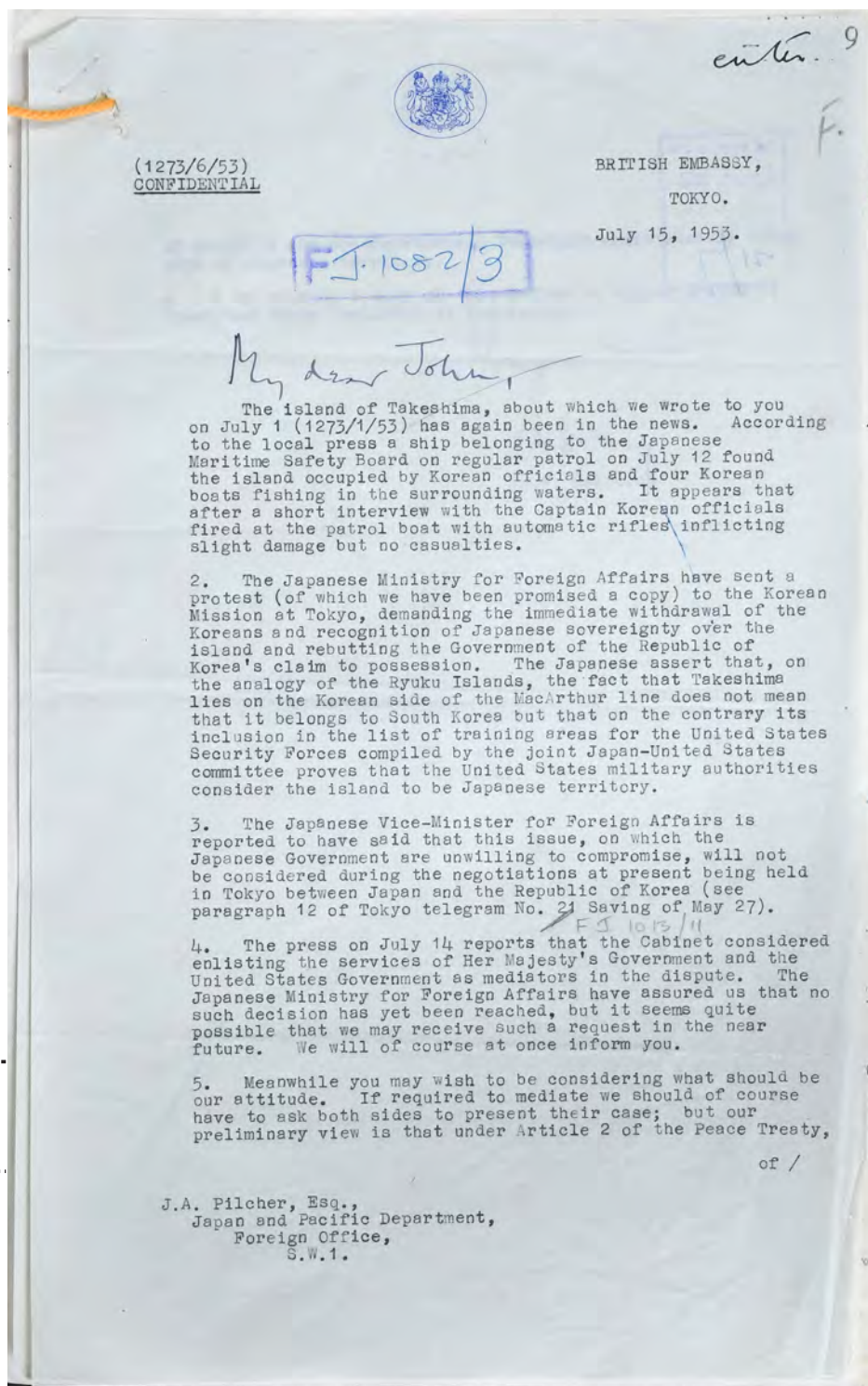
No.56 1953年(昭和28年)7月15日付在東京英国大使館発英国外務省宛報告
報H29/P36 (Japanese claim to Takeshima island, also claimed by the Republic of Korea)

1953年(昭和28年)7月15日

資料概要

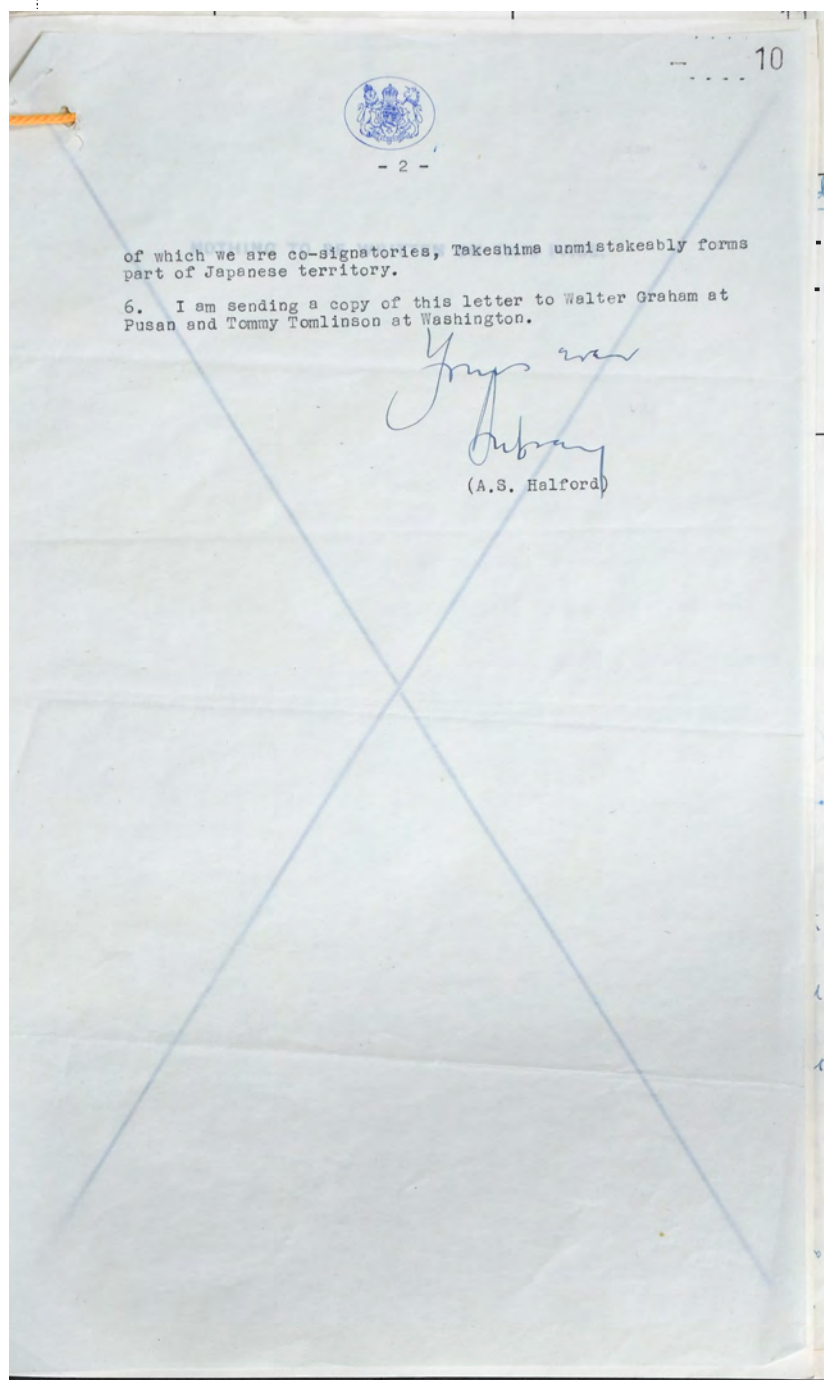
1953年(昭和28年)7月12日に竹島で巡視船「へくら」が韓国側から銃撃される事件が発生し、翌々日の14日に日本の閣議で岡崎外相が竹島問題の解決のため英米両政府に仲介を依頼するという発言があった(※1)。これを受け、在東京英国大使館が竹島問題に関する説明(報告)を本国外務省宛に行った。サンフランシスコ平和条約第2条(a項)(P63参照)を根拠として、「竹島は間違いなく日本領の一部を形成している」と断言している。

※1 参考記事「1953年(昭和28年)7月14日付読売新聞(夕刊)」(P108)



所蔵:英国国立公文書館

※注:薄く見える×は、該当頁の裏側に元から入っているものが透けて見えているもの。
このページの内容を否定しているわけではない。



所蔵: 英国国立公文書館

内容見本

5. Meanwhile you may wish to be considering what should be our attitude. If required to mediate we should of course have to ask both sides to present their case; but our preliminary view is that under Article 2 of the Peace Treaty, of which we are co-signatories, Takeshima unmistakeably forms part of Japanese territory.

日本語訳

5. 一方、貴殿は、我々の態度がどうあるべきか検討していることを期待しておられるかもしれない。仮に、仲介が必要であるならば、我々は、もちろん、双方にそれぞれの立場の提示を求めるべきであろう。しかし、さしあたって考えるに、我々が共同署名国となっている平和条約第2条において、竹島は間違いなく日本の領土の一部を形成しているということである。

作成年月日	1953年(昭和28年)7月15日
編著者	-
発行者	在東京英国大使館
収録誌	Foreign Office: Political Departments: General Correspondence from 1906-1966. Japanese claim to Takeshima Island, also claimed by the Republic of Korea. Code FJ file 1082. (FO371/105378)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用手続を行う

米英に仲介依頼 竹島問題

政府は十四日の閣議で竹島問題につき協議したが米、英両国に仲介を依頼、平和的解決を行うことになる模様である。すなわち同日の閣議では岡崎外務、石井運輸(海上保安庁所管)両相から竹島問題の経過について報告があり、今回の紛争はすでに三度目の事件であり前夜来正式に文書をもって抗議中であるとの説明があった。そこで今後の対抗措置について検討を行ったが韓国側の発砲に対して当方から応戦することはいたすに問題の処理を困難ならしめるとの観点から平和条約の趣旨によって米、英両国に仲介を依頼して韓国と交渉したかどうかという岡崎外相の見解に各閣僚とも異存がなかった模様で、今後この線にそって同問題の解決にあたるものとみられる。

昔の竹島は鬱陵島 領有の根拠

領有の根拠
政府発表

が両国間で問題になったことは一度もない
(本社注)このような事実をあげ

たのは最近韓国側が幕末の海防学者林子平がものした古地図をもとに竹島が韓国領であるとの主張の根拠にしようとしたからで、日本側は「これが鬱陵島」である旨を明かにしたわけ

政府は十四日午前十一時半「竹島に関する日本政府の見解」を発表した。これは度重なる韓国人の竹島侵犯に対し歴史的事実および法的根拠の両面から「竹島が日本領である」ことを立証したもので、その要点を拾えば次のとおりである。

▽歴史的事実

一、まず昔竹島または磯竹島と称されたのは鬱陵島のことであって、今日の竹島は松島といわれていた。これは日本側文献古地図にも、韓国側文献にも明かである。しかしフィリップ・フォン・シーボルトが一八四〇

また磯竹島と称されたのは鬱陵島のことであって、今日の竹島は松島といわれていた。これは日本側文献古地図にも、韓国側文献にも明かである。しかしフィリップ・フォン・シーボルトが一八四〇

一、また明治十四年(一八八一年)朝鮮の抗議により日本政府が操漁伐木のための渡島を禁止したのも前記鬱陵島であって今の竹島でない。したがって「今日の竹島

である。

▽法的根拠 日本政府は日韓併合に先立ち明治廿八年(一九〇五年)二月廿三日付島根県告示第四〇号で同島を島根県隠岐島司所管に編入し、同時に中井三郎が同島で漁猟経営を開始、今次戦争前まで日本国民の手で有効的経営がなされてきた。これは国際法の「一国が領土権を確立するためには領土とする国家の意思とこれが有効的経営を伴う事が必要」との通念を満たすものである、をあげており両面からみて「日本の竹島領有」は絶対に疑ないところであると述べている。

※参考記事「米英に仲介依頼 竹島問題 昔の竹島は鬱陵島 領有の根拠政府発表」(1953年(昭和28年)7月14日読売新聞(夕刊)記事)

所蔵:新潟県立図書館(同館所蔵分は7月15日付紙面に掲載)